

議案第30号

目黒区三田地区駐車場条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区三田地区駐車場条例を廃止する条例

目黒区三田地区駐車場条例（平成6年9月目黒区条例第31号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の利用に係る使用料の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に行われていない指定管理者の管理の業務の実施状況及び利用状況等の報告については、なお従前の例による。

（説明） 目黒区三田地区駐車場を廃止するため、条例廃止の必要を認め、この案を提出します。